

秋田市景観計画ができました

市では3月に「秋田市景観計画」を策定しました。この計画は、市民のみなさんから景観やまちづくりに関する提案をいただきながら、内容を徐々に充実させていく「成長型の計画」です。

景観づくりの基本方針

- ①市民協働による景観づくり
- ②地域の特性をいかした景観づくり
- ③新たな「秋田らしさ」の創造

景観特性のキーワード(地域別)

中央：「秋田駅西口周辺」「千秋公園周辺」など 東部：「太平山への眺望」「幹線道路沿い」など 西部：「大森山等市街地を囲む丘陵地」「海岸沿いの景観」など 南部：「御所野ニュータウン」「仁井田の田園風景」など 北部：「秋田港周辺」「並木道」など 河辺：「旧羽州街道」「へそ公園からの眺望」など 雄和：「高尾山からの眺望」「雄物川」など



バス乗り場を秋田杉でお化粧(秋田駅西口)

より良い景観を

次代へ引き継ぐために

市では、優れた景観を市民一人ひとりの手でつくり育てていくことを目的に、平成14年に「秋田市都市景観条例」を定め、施策を進めてきました。また、新屋表町通りで、地域住民による景観まちづくりの取り組みが行われるなど、景観に関する市民のみなさんの意識が高まっています。

こうした流れの中で、市民や事業者、行政が一体となって、魅力ある景観づくりに取り組み、より良い景観を次世代に引き継ぐため、今年3月、景観法に基づく「秋田市景観計画」を策定しました。

3つの基本方針を柱に 地域別の方針を設定

秋田市景観計画では、3つの基本方針をもとに、景観の活用・保全をはかります。また、市内7つの地域別方針と景観特性に配慮したキーワードを設定し、計画を進めます(上記参照)。

市民協働で進めよう

- 計画を進めていくには、市民のみなさんの協力が欠かせません。市では、次のような取り組みでサポートします。
- 地域の景観まちづくりを進めるための団体設立(登録制)を支援します
 - 市に登録した団体が、豊富な知識や経験を持つ専門家の助言を得られるような仕組みを作ります
 - 景観マップの公表などにより、景観情報を提供します
 - 学官連携で景観施策に取り組みます

良好な景観を守る

一定の基準を超える建築(大規模行為)について、景観法の制度による緩やかな規制・誘導を行います。また、「秋田市屋外広告物条例」に基づく許可制度との連携をはかり、良好な景観を守っていきます。

計画を推進していくため、さまざまな機会でも、景観に関するご意見やご提案を市民のみなさんからいただきたいと考えています。ご協力をお願いします。みんなで「美しいまち秋田」を継承していきましょう。

問い合わせ

都市計画課

☎(0866)21152

太平山に見守られ、
いつも緑を感じる
美しいまち秋田の継承

—— 秋田市景観計画